

第141号

横浜市報調達公告版

発行所
横浜市中区本町6丁目50番地の10
横浜市役所

【調達公告】

- △ 特定調達契約に係る公募型プロポーザル手続きの開始
（協働学習授業支援サービス業務委託 一式）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- △ 特定調達契約の落札者等の決定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

調 達 公 告

特定調達契約に係る公募型プロポーザル手続きの開始
次のとおり提案書の招請を行う。

令和5年11月21日

契約事務受任者 横浜市副市長

1 公募型プロポーザルに付する事項

- (1) 件名及び数量
協働学習授業支援サービス業務委託 一式
- (2) 業務内容
提案書作成要領による。
- (3) 履行期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- (4) 履行場所
横浜市教育委員会事務局ほか505か所（詳細は、提案書作成要領による。）

2 提案書の提出者の資格

提案書を提出しようとする者は、次に掲げる条件をすべて満たし、かつ、提案書の提出者の資格を有することの確認を受けなければならない。

- (1) 横浜市契約規則（昭和39年3月横浜市規則第59号）第3条第1項に掲げる者でないこと及び同条第2項の規定により定めた資格を有する者であること。
- (2) 令和5・6年度横浜市一般競争入札有資格者名簿（物品・委託等関係）において次のいずれかの種目及び細目の登録を認められている者であること。ただし、参加意向申出書を提出した時点で、上記名簿について申し込み中であり、受託候補者を特定する期日までに登録が完了する場合はこの限りではない。
 - (ア) 種目「316：コンピュータ業務」の細目「A：ソフトウェア開発・改修」
 - (イ) 種目「316：コンピュータ業務」の細目「B：システム運用・監視」
 - (ウ) 種目「316：コンピュータ業務」の細目「Z：その他」
- (3) 令和5年12月4日から受託候補者の特定の日までの間のいずれの日においても、横浜市指名停止等措置要綱に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 授業支援サービス及びフィルタリングサービスの導入について、他自治体（中核市以上）を契約の相手方とした契約実績があること。
- (5) プライバシーマークの認証を取得している者、またはIS027001（情報セキュリティマネジメントシステム）の認証を取得している者。（契約期間中に有効期限が切れる場合には認証を継続することの意向を示すこと。）

3 参加表明の手続

当該プロポーザルに参加しようとする者（前項第2号に規定する登録のない者で、提案書作成要領に定める名簿掲載手続きを行う者を含む。）は、次のとおり参加資格の確認申請を行わなければならない。

- (1) 申請期限
令和5年12月4日午後5時
- (2) 提出書類、提出方法及び提出期間
提案書作成要領による。
- (3) 提出先（次号に掲げるものを除く。）
電子メール：ky-johokyoiku@city.yokohama.jp
〒220-0022 西区花咲町6丁目145番地
横浜市教育委員会事務局小中学校企画課情報教育担当（横浜花咲ビル6階）
- (4) 前項第2号に規定する登録に関する問い合わせ先
〒231-0005 中区本町6丁目50番地の10
横浜市財政局契約第二課（横浜市庁舎11階）
電話 045(671)2186（直通）
- (5) 契約条項等に関する問い合わせ先
〒220-0022 西区花咲町6丁目145番地
横浜市教育委員会事務局小中学校企画課情報教育担当（横浜花咲ビル6階） 岡田

電話 045(314)1316 (直通)

4 提案書の提出者資格の喪失

提案書の提出者の資格確認結果の通知後、参加資格を有することの確認を受けた者が次のいずれかに該当するときは、当該プロポーザルに参加することができない。

- (1) 第2項に定める資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 提案書作成要領に定める提出書類（当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。）に虚偽の記載をしたとき。

5 提案書に必要な書類を示す場所等

本招請に係る提案書作成要領等は、次項第2号に掲げる局課において、この公告の日から提案書提出期限まで閲覧に供する。

6 提案書作成要領等の交付方法等

横浜市ホームページよりダウンロード可能。

(<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/nyusatsu/kakukukyoku/2024/itaku/kyoiku/>)

また、次に掲げる期間・場所で貸出しを行う。

(1) 貸出期間

公告日から令和5年12月26日まで（ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに12月29日から翌年の1月3日までを除く毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで）

(2) 貸出場所

〒220-0022 西区花咲町6丁目145番地

横浜市教育委員会事務局小中学校企画課情報教育担当（横浜花咲ビル6階）

電話 045(314)1316 (直通)

7 提案書の提出場所及び提出期限

(1) 提出期限

令和5年12月26日午後5時（提案書締切）

(2) 提出書類、提出方法及び提出期間

提案書作成要領による。

(3) 提出場所

〒220-0022 西区花咲町6丁目145番地

横浜市教育委員会事務局小中学校企画課情報教育担当（横浜花咲ビル6階）

電話 045(314)1316 (直通)

8 提案書の無効

次の提案書は、無効とする。

- (1) 第2項に定める提案書の提出者の資格を満たさない者が提出した提案書
- (2) 提案書作成要領に定める提出書類に虚偽の記載をした者が提出した提案書
- (3) 前各号に定めるもののほか、提案書作成要領に定める方法によらない提案書

9 受託候補者の特定のための評価基準

(1) 提案内容に関するプレゼンテーション及びヒアリング

提案書の提案者に対して、提案書の内容について個別にプレゼンテーションを求め、ヒアリング（横浜市への提案内容についての説明および質疑応答）を行う。

(2) プロポーザルの特定方法

「協働学習授業支援サービス業務委託 受託候補者選定に係る実施要領」による。

10 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 経費負担

提案書の提出にかかる一切の経費は提案者の負担とする。

(3) 提出された提案書の取扱い

横浜市に提出された提案書は返却しない。

(4) 契約締結の交渉

特定した受託候補者に対して、当該業務に係る契約締結の交渉を行う。

(5) 契約の条件

この契約は、令和6年度横浜市各会計予算が令和6年3月31日までに横浜市議会において可決された上、同年4月1日以降に契約書を交換することによって確定するものとする。

11 Summary

- (1) Subject matter of the contract: learning support software for collaborative learning (elementary school and junior high school, etc)
- (2) Time-limit to express interests: 5:00p.m., 4 December, 2023(Japan Standard Time)
- (3) Time-limit to submit proposal: 5:00p.m., 26 December, 2023(Japan Standard Time)
- (4) Language: Japanese is the only language used in all the contract procedures
- (5) Contact point for the notice: Elementary and Junior High School Planning Division, Board of Education Secretariat, City of Yokohama, 6-145 Hanasaki-cho, Nishi-ku, Yokohama, 220-0022 TEL 045(314)1316

特定調達契約の落札者等の決定
 特定調達契約の落札者等を次のとおり決定した。

令和5年11月21日

| 番号 | 落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量 | 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地 | 落札者又は随意契約の相手方を決定した日 | 落札者又は随意契約の相手方の氏名又は名称及び住所又は所在地 | 落札金額又は随意契約に係る契約金額(円) | 契約の相手方を決定した手続 | 当該入札公告を行った日 | 随意契約の理由 | 契約事務受任者又は事業管理者 |
|----|---|-------------------------------|---------------------|--|----------------------|---------------|-------------|---|----------------|
| 1 | 神奈川処理区エキサイトよこはま龍宮橋雨水幹線下水道整備工事(その3) | 財政局契約部契約第一課 中区本町6丁目50番地の10 | 令和5年9月14日 | 鴻池・森本・大勝建設共同企業体 中区住吉町4丁目45番地の1 | 2,651,000,000 | 随意契約 | - | 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条第1項第5号 | 副市長 |
| 2 | 西部水再生センター水処理施設(第四期)築造工事(その3)(建築工事)(その2) | 財政局契約部契約第一課 中区本町6丁目50番地の10 | 令和5年9月26日 | 飛島・奈良・センチュリー建設共同企業体 中区山下町162番地の1 | 745,800,000 | 随意契約 | - | 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条第1項第5号 | 副市長 |
| 3 | 飯島雨水調整池築造工事(建築工事)(その2) | 財政局契約部契約第一課 中区本町6丁目50番地の10 | 令和5年9月21日 | 飛島・奈良・センチュリー建設共同企業体 中区山下町162番地の1 | 176,550,000 | 随意契約 | - | 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条第1項第5号 | 財政局長 |
| 4 | スポットライト本体ユニット830台ほかの購入 | 財政局契約部契約第二課 中区本町6丁目50番地の10 | 令和5年10月25日 | 株式会社共栄社 中区住吉町2丁目24番地 | 84,700,000 | 一般競争入札 | 令和5年9月19日 | - | 財政局長 |
| 5 | 標準グレートプレート(JFEエンジニアリング)350個ほか | 財政局契約部契約第二課 中区本町6丁目50番地の10 | 令和5年10月12日 | JFEエンジニアリング株式会社 鶴見区末吉町2丁目1番地 | 30,353,400 | 随意契約 | - | 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条第1項第5号 | 財政局長 |
| 6 | 福祉保健システム用プリンタ263台の借入 | 財政局契約部契約第二課 中区本町6丁目50番地の10 | 令和5年9月22日 | NECキャピタルソリューションズ株式会社 神奈川支店 西区みなとみらい二丁目3番5号 | 694,320 | 一般競争入札 | 令和5年8月1日 | - | 財政局長 |

※「契約事務受任者又は事業管理者」に記載される副市長とは、契約担当区局の事務を担当する副市長を表す。